

「RN-No. 1 株を利用して生産された 5'-リボヌクレオチドニナトリウム」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成 25 年 3 月 5 日～平成 25 年 4 月 3 日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 3 通

4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

	意見・情報の概要 ^{※1}	食品安全委員会の回答
1	<p>承認に反対します。</p> <p>最近、安易に遺伝子組み換え微生物由来の添加物の新たな承認が続いておりますが、独立機関による安全評価はなされておられません。</p> <p>「従来から生産されている 5'-リボヌクレオチドニナトリウムと比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられる。」とありますが、不安定な技術です。</p> <p>また、添加物の表示もコーデックス規格に準じていれば表示が不要となる方向です。</p> <p>事故が起こっても製品を回収出来ませんし、アレルギーの原因になる可能性もあります。</p> <p>承認をやめてください。</p>	<p>食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響について食品健康影響評価を行っています。</p> <p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成 17 年 4 月 28 日食品安全委員会決定）^{※2}に基づき評価を行った結果、安全性が確認されたと判断しました。</p> <p>なお、遺伝子組換えに係る表示に関しましては、消費者庁が担当しております。</p> <p>いただいた御意見については、リスク管理機関である厚生労働省及び消費者庁にもお伝えします。</p> <p>※2 http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/gm_hitanpakutenkabutu_kijyun.pdf</p>
2	<p>承認に反対です。</p> <p>長期の臨床試験も無しに安易に承認するのはやめてください。</p> <p>もし、安全性が確証されるのであれば、商品に表示義務を課してください。</p>	

3	遺伝子組み換え微生物を利用して生産された添加物に反対します。人の手の加わった不自然な食べ物を体に入れる事は、その安全性に信頼を持ってません。	
---	--	--

※1 いただいた意見・情報をそのまま掲載しています。